

重要な財産行為（民法13条1項所定の行為）

※ 重要な財産行為は次のものだけです。補助の場合は、さらにこの一部に限ります。

1 元本の領収又は利用

- 預貯金の払戻し
- 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証

- 金銭消費貸借契約の締結（借金や貸付のことです。貸付については1又は3にも当たります。）
- 債務保証契約の締結（保証人等になることです。）

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

- 本人所有の不動産の売却
- 本人所有の土地又は建物について抵当権を設定すること
- 贈与，寄付行為
- 商品取引，証券取引
- 通信販売（インターネット取引を含む。）及び訪問販売による契約の締結
- クレジット契約の締結
- 金銭の無利息貸付
-
- 4 訴訟行為
(相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。)
- 5 贈与，和解又は仲裁合意
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割
- 7 贈与の申込みの拒絶，遺贈の放棄，負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認
- 8 新築，改築，増築又は大修繕
- 9 民法602条に定める期間（山林は10年，宅地は5年，建物は3年，動産は半年）を超える賃貸借

重要な財産行為について（※補助の場合はこのうちの一部に限る）